

別紙 8

国産飼料資源生産利用拡大対策のうち、未利用資源活用対策の 事業細目及び具体的な手続き等について

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第1874号 生産局長通知）の本文（以下「実施要領」という。）第 2 の 6 の（1）の生産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等は以下のとおりとする。

第 1 定義

本事業において、次の 1 から 3 までに掲げる用語の定義は、当該 1 から 3 までに定めるところによる。

1 未利用資源

国内で飼料に供する目的以外で生産された農産物及び食品残さ等のうち、現在、その性状又は発生状況等から大半が廃棄されているものであって、家畜用の飼料及び飼料原料として利用可能であるか、又は、さらに利用が見込まれるものをいう。

2 食品残さ等

食品製造副産物等（食品の製造過程で得られた副産物及び加工屑をいう。）、余剰食品（食品として製造されたが食品として利用されなかったものをいう。）、調理残さ（調理に伴い発生した残さをいう。）又は農場残さ（農場及び選果場において規格外等により利用見込みのない農産物及び農産物の不可食部位をいう。）をいう。ただし、米ぬか、ふすま、大豆粕等、配合飼料原料として広く用いられている食品副産物を除く。

3 エコフィード

未利用資源を用いて製造された家畜用の飼料のことをいう。

第 2 事業の内容

実施要綱第 2 の 6 の（1）の事業に関わる具体的な取組内容は、次に掲げるとおりとし、その取組を支援するものとする。

1 未利用資源活用等の促進

（1）未利用資源の有効活用及び生産技術の普及

① 未利用資源の有効活用のためのシステム構築

ア 未利用資源を有効活用するため、情報収集を行い、活用方法等を検討し、マッチング等のシステムを構築し、その普及を行う。

イ 地域における新たな未利用資源等の有効活用のための取組において、マッチング体制の構築を図る際の課題、改善点等の検証等を行う。

② 未利用資源の生産技術の普及

ア 優良事例の調査及び普及等

未利用資源を活用した優良事例の調査を行いその普及を行う。

イ 講習会等の開催

エコフィードの生産技術及び優良事例を活用した普及セミナー等を開催する。

(2) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及

① 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進

飼料原料情勢の変化等に対応し、飼料化事業者における持続的な原料確保・製造の促進を図るため、飼料原料情勢の変化に対応した飼料原料の確保・飼料化に際し、飼料化事業者が活用できる資料等の作成・普及を行う。

② 差別化畜産物の流通・販売に係る普及

ア 認証の取得支援

一般社団法人日本科学飼料協会がエコフィード認証制度実施要綱（平成21年2月9日制定）に基づき認証するエコフィード認証又は公益社団法人中央畜産会がエコフィード利用畜産物認証制度実施要綱（平成23年5月30日制定）に基づき認証するエコフィード利用畜産物認証（以下「エコフィード認証」という。）を食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等が取得する際の支援を行う。

イ 差別化畜産物の普及

エコフィード認証された畜産物及びエコフィードを活用した差別化畜産物の流通・販売を促進するため、実態の調査を行うとともにその畜産物の普及を行う。

2 地域の未利用資源活用促進

(1) 地域の未利用資源の活用推進

① 未利用資源の調査及び計画の策定

調達可能な飼料原料の実態調査や未利用資源の利用事例の調査を行うとともに、調査等を基に未利用資源を利用したエコフィード製造、製造した飼料の成分分析・安全性の調査や家畜への影響調査等を行い、未利用資源を利用した飼料の製造に向けて、取組方針、事業の規模・範囲、関係者の役割、製造方法、関連する手続等に関する計画を策定する。

② 飼料生産・利用に向けた体制構築

①の計画に基づき、飼料を製造するに当たり、安定した飼料生産・利用の確立に向けた検討や取組の検証及び計画の見直しを実施する。

③ 未利用資源活用拡大の地域推進

地域での未利用資源の生産・利用拡大のため、有識者や先進地域からの経験を活かしたアドバイス・技術指導、飼料化事業者、畜産農家等への技術や取組内容の普及、他の取組者への技術協力、地域の未利用資源活用のための普及活動等を実施する。

(2) 未利用資源の飼料利用体制の技術実践

未利用資源を活用した飼料を製造するために必要な器具・機材を導入する。

3 エコフィード生産利用体制高度化

(1) エコフィード生産安定供給対策

① エコフィード生産安定供給推進

ア エコフィード生産安定供給計画の策定

原材料の変化等に対応した栄養成分の安定化、エコフィード製造コストの削減等のための製造方式の見直しによるエコフィード生産安定供給計画を策定する。

イ エコフィード生産安定供給体制の構築に必要な対策

エコフィード生産安定供給体制の構築に必要な技術検討会及び研修会の開催や食品排出業者等の実態調査等を実施し、体制構築に向けた必要な対策を実施する。

ウ エコフィード生産安定供給体制の構築の実証に必要な対策

エコフィード生産安定供給計画等に基づき、原材料の変化等に対応した栄養成分の安定化、エコフィード製造コスト削減等のための製造方法の見直しを実証し、栄養成分分析や製造コスト分析等を実施することにより、エコフィード生産安定供給計画で定めた目標達成に向けた実証を実施する。

② エコフィード生産安定供給技術の実践

原材料の変化等に対応した栄養成分の安定化、エコフィード製造コストの削減等のための製造方式の見直しによるエコフィードの生産安定供給体制の構築に必要な器具・機材を導入する。

(2) 高品質エコフィード生産利用対策

① 高品質エコフィード生産利用推進

ア 高品質エコフィード生産・給与体制等の構築に必要な計画の策定

高品質エコフィード(エコフィード製造業者等が現状より食品循環資源利用率向上や製造工程規則等を定める事により、エコフィードの品質・栄養成分等の更なる向上を図って生産されるエコフィードのこと。以下同じ。)生産・給与体制等の構築を図ることによりエコフィード認証等を取得するための計画を策定する。

イ 高品質エコフィード生産・給与体制等の構築の実証に必要な対策

高品質エコフィード生産・給与体制等の構築に必要な技術検討会及び研修会の開催やエコフィード認証者等の取組事例の実態調査等を実施し、体制等の構築に向けた必要な対策を実施する。

ウ 高品質エコフィード生産・給与体制等の構築に必要な対策

エコフィード認証等を取得するために必要な生産・給与体制等の構築に必要な実証を行い、栄養成分分析や技術指導等により、エコフィード認証等の取得に必要な高品質化等を図るとともに、家畜への給与を行うことにより、高品質エコフィードの生産・給与体制等の構築に向けた計画で定めた目標達成に向けた実証を実施する。

② 高品質エコフィード生産利用技術実践

高品質エコフィードの生産・給与体制等の確立を図ることによりエコフィード認証等を取得するために必要な器具・機材を導入する。

第3 事業実施主体

事業実施主体の要件は、次に掲げるとおりとする。

1 未利用資源活用等の促進

次の（１）及び（２）に該当する民間団体等であること。

（１）次のアからエまでを満たすこと。

ア 全国的な観点から本事業の目体を達成するための検討会等の実施が可能な民間団体であること。

イ 畜産経営における飼料の実態に精通しているとともにエコフィードの生産、流通、利用等について必要な知識及び専門技術について豊富な知見を有していること。

ウ 民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等との連携の下、全国的視点で関係者等からの意見聴取、各種調査、課題の検討及び普及・推進をすることが可能であること。

エ 本事業に係る会計処理等について適切な事務能力等を有すること。

（２）次のアからケまでのいずれかに該当すること。

ア 民間企業

イ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

ウ 農事組合法人又は事業協同組合（定款において、農業の振興を主たる事業として位置づけされているものに限る。）

エ 学校法人

オ 特定非営利活動法人

カ 独立行政法人

キ 特殊法人

ク 認可法人

ケ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続きを適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）

2 地域の未利用資源活用促進及びエコフィード生産利用体制高度化

事業実施主体は、次の（１）から（11）までのいずれかに該当に掲げる者であること。

（１）農業協同組合又は農業協同組合連合会

（２）事業協同組合又は事業協同組合連合会

（３）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

- (4) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの
- (5) 未利用資源を提供又は収集する者、飼料を製造する者、その製造した飼料を利用する畜産農家等が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあり、3人以上で構成されているものに限る。）
- (6) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人
- (7) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- (8) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- (9) 特定農業者団体（農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）
- (10) 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下の①又は②に該当するものを除く）
 - ① 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員数が300人を超えるもの
 - ② その総株主又は総出資者の議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第87条第3項の規程による議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が①に掲げるもの（（3）又は（7）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの
- (11) 協議会（次の①から③までの要件に適合している場合に限る。）
 - ① 生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。
 - ② 事業の事務手続を適正かつ効果的に行うため協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等にかかる規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
 - ③ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第4 事業の要件

1 未利用資源活用等の促進

- (1) 事業実施主体は、別紙8様式第1号-①の事業実施計画（未利用資源の有効活用及び生産技術の普及）又は別紙8様式第1号-②の事業実施計画（飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及）、（以下「未利用資

源活用等の促進計画」という。)を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。

(2) 事業の実施及び目標については、外部有識者の助言を求めることとする。

(3) 事業の実施に当たってはエコフィードに係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等との連携の下、全国的視点で関係者等からの意見聴取、各種調査、課題の検討・解決及び普及・推進等を図ることとする。

2 地域の未利用資源活用促進

(1) 地域の未利用資源活用推進

① 事業推進体制の構築

事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、エコフィードに係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。

② 事業実施主体は、別紙8様式第1号-③の事業実施計画書(地域の未利用資源活用促進)を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。

③ 事業実施主体は、第2の2の(1)の①の取組を必須とするものとする。(第2の2の(1)の②の取組については、複数年で実施する計画の場合は、2年目以降の取組で可能。)

④ 未利用資源を利用した飼料の製造の実証については、次のアからウによるものとする。

ア 未利用資源を利用した飼料の製造の実証は、必要な最小限に留めること。

イ 未利用資源を利用した飼料の製造の実証の際に行う成分分析等は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼安法」という。)に基づく登録検定機関、食品衛生法(昭和30年法律第233号)に基づく登録検査機関又はISO/IEC・17025の第三者認証を受けた機関で実施すること。ただし、既に都道府県が認める同等の機関が分析した結果を有している場合には、その分析結果を用いることができる。

ウ 未利用資源を利用した飼料の製造の実証に際しては、その製造する飼料について、飼安法及びこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること。特に飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)別表第1の5及び6並びに食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について(令和2年8月31日付け2消安第2496号消費・安全局長通知。以下「飼料の安全確保のためのガイドライン」という。)について、遵守状況を自ら点検し、確実に実施すること。

⑤ 事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けてから翌々年度までの3年以内とする。

(2) 未利用資源の飼料利用体制の技術実践

未利用資源を活用した飼料を製造するために導入する器具・機材は必要最小限度のものとする。

3 エコフィード生産利用体制高度化

(1) エコフィード生産安定供給対策

① エコフィード生産安定供給推進

ア 事業推進体制の構築

事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、エコフィードに係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。

イ 事業目標の設定

事業実施主体は、別紙8様式第1号-④の事業実施計画書（エコフィード生産安定供給対策）を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。なお、目標設定に当たっては、事業開始年度の前年度を基準年とし、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とした上で、当該目標は次に（ア）から（エ）までのいずれかの要件を満たすものとする。

（ア）エコフィード原料としていた原材料の供給量が基準年に比べ増加が図られるものであること。

（イ）エコフィードの製造コストについては、基準年の製造コストに比べ低減が図られるものであること。

（ウ）エコフィード原材料の分別を基準年に比べ細分化等を行うものであること。

（エ）その他地方農政局長が認めるもの。

ウ 生産安定供給推進計画の策定

事業実施主体は、第2の3の（1）の①のアの取組を必須とし、エコフィード生産安定供給推進計画を策定するものとする。

エ 未利用資源を利用した飼料の製造の実証については、次の（ア）から（ウ）までによるものとする。

（ア）未利用資源を利用した飼料の製造の実証は、必要な最小限に留めること。

（イ）未利用資源を利用した飼料の製造の実証の際に行う成分分析等は、飼安法に基づく登録検定機関、食品衛生法に基づく登録検査機関又はISO/IEC 17025の第三者認証を受けた機関で実施すること。ただし、既に都道府県が認める同等の機関が分析した結果を有している場合には、その分析結果を用いることができる。

（ウ）未利用資源を利用した飼料の製造の実証に際しては、その製造する飼料について、飼安法及びこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること。特に成分規格等省令別表第1の5及び6並びに飼料の安全確保のためのガイドラインについて、遵守状況を自ら点検し、確実に実施すること。

オ 事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けてから翌々年度までの3年

以内とする。

② エコフィード生産安定供給技術実践

エコフィード生産安定供給体制の構築を図るために必要な最小限度の器具・機材の導入に留めること。

(2) 高品質エコフィード生産利用対策

① 高品質エコフィード生産利用推進

ア 事業推進体制の構築

事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、エコフィードに係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。

イ 事業目標の設定

事業実施主体は、別紙8様式第1号-⑤の事業実施計画書(高品質エコフィード生産利用対策)を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。なお、当該目標については、次の(ア)から(エ)までのいずれかの取得等を満たすものとする。

(ア) エコフィード認証

(イ) 畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場HACCP認証基準)(平成21年8月農林水産省消費・安全局)に基づき認証する「農場HACCP認証」

(ウ) 農場用 管理点と適合基準に基づき認証する「JGAP認証」

(エ) エコフィード認証等の獲得に向けた原料の規格等を定めた規格書や飼料製造工程の規則等の策定及び必要となる機材・機器等の教育を受けるもの。

ウ 高品質エコフィードの生産・給与体制等の確立を図ることによりエコフィード認証等を取得するための飼料の製造の実証については、次の(ア)から(ウ)までによるものとする。

(ア) 高品質エコフィードの生産・給与体制等の確立を図ることによりエコフィード認証等を取得するための飼料の製造の実証は、必要な最小限に留めること。

(イ) 未利用資源を利用した飼料の製造の実証の際に行う成分分析等は、飼安法に基づく登録検定機関、食品衛生法に基づく登録検査機関又はISO/IEC 17025の第三者認証を受けた機関で実施すること。ただし、既に都道府県が認める同等の機関が分析した結果を有している場合には、その分析結果を用いることができる。

(ウ) 未利用資源を利用した飼料の製造の実証に際しては、その製造する飼料について、飼安法及びこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること。特に成分規格等省令別表第1の5及び6並びに飼料の安全確保のためのガイドラインについて、遵守状況を自ら点検し、確実に実施すること。

エ 事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けてから翌々年度までの3年以内とする。

② 高品質エコフィード生産利用技術実践

高品質エコフィードの生産・供給体制等の確立を図ることによりエコフィード認証等を取得するために導入する器具・機材は必要最小限度のものとする。

第5 事業実施の手続

1 未利用資源活用等の促進

- (1) 事業実施主体候補者の選定は、生産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）により行うものとする。
- (2) 事業実施主体候補者は、実施要領第3の1の計画承認申請書（別記様式1号）に未利用資源活用等の促進計画等必要な書類を添付し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。なお、公募要領により選定された者が策定した計画承認申請書については、事業要領第3の1の事業実施計画の承認を受けたものとみなす。
- (3) 事業実施主体が、実施要領第3の2の重要な変更を行おうとする場合には、事業実施計画変更承認申請書を（別記様式2号）に変更後の未利用資源活用等の促進計画（事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。）、その他必要な書類を添付し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。

2 地域の未利用資源活用促進

- (1) 事業実施主体候補者の選定は、公募要領により行うものとする。
- (2) 事業実施主体候補者は、実施要領第3の1の計画承認申請書（別記様式1号）に別紙様式第1号－③の事業実施計画書（地域の未利用資源活用促進）等必要な書類を添付し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。なお、公募要領による応募書の提出時に添付した書類（事業実施計画書を除く。）のうち、変更がないものについては、省略することができるものとする。
- (3) 事業実施主体候補者は、（2）の提出に当たりあらかじめ関係する機関等（事業を実施しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等）との調整を図るものとする。
- (4) 複数年度にわたって事業を行う事業実施主体であって、前年度から継続して事業を実施する実施主体においては、（1）の手続を要しないものとし、当該年度の計画承認申請を（2）に準じて行うものとする。
- (5) 事業実施主体が、実施要領第3の2の重要な変更を行おうとする場合には、事業実施計画変更承認申請書（別記様式2号）に変更後の別紙8様式第1号－③の事業実施計画書（地域の未利用資源活用促進）、（事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。）、その他必要な書類を添付し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。なお、重要な変更は、実施要領第3の2の（1）から（4）までに掲げる変更の他、別紙8様式第1号－③の事業実施計画書（地域の未利用資源活用促進）における目標年度の目標値の増減とする。
- (6) （2）により提出を受けた地方農政局長は、別紙8様式第1号－③の事業実施計画書（地域の未利用資源活用促進）に記載された内容が、当該地方農政局の管轄を超える取組であることを確認した場合にあっては、関連する地方農政局長の担当部局に連

絡するとともに、必要に応じて、当該計画の内容等関連する事項の確認について協力を求めることができるものとする。

3 エコフィード生産利用体制高度化

- (1) 事業実施主体候補者の選定は、公募要領により行うものとする。
- (2) 事業実施主体候補者は、実施要領第3の1の計画承認申請書（別記様式1号）に別紙8様式第1号-④の事業実施計画書（エコフィード生産安定供給対策）又は別紙8様式第1号-⑤の事業実施計画書（高品質エコフィード生産利用対策）等必要な書類を添付し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。なお、公募要領による応募書の提出時に添付した書類（事業実施計画書を除く。）のうち、変更がないものについては、省略することができるものとする。
- (3) 事業実施主体候補者は、(2)の提出に当たりあらかじめ関係する機関等（事業を実施しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等）との調整を図るものとする。
- (4) 複数年度にわたって事業を行う事業実施主体であって、前年度から継続して事業を実施する実施主体においては、(1)の手続を要しないものとし、当該年度の計画承認申請を(2)に準じて行うものとする。
- (5) 事業実施主体が、実施要領第3の2の重要な変更を行おうとする場合には、実施要領第3の2の事業実施計画変更承認申請書（別記様式2号）に変更後の別紙8様式第1号-④の事業実施計画書（エコフィード生産安定供給対策）又は別紙8様式第1号-⑤の事業実施計画書（高品質エコフィード生産利用対策）、（事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。）、その他必要な書類を添付し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。なお、重要な変更は、実施要領第3の2の(1)から(4)までに掲げる変更の他、別紙8様式第1号-④の事業実施計画書（エコフィード生産安定供給対策）又は別紙8様式第1号-⑤の事業実施計画書（高品質エコフィード生産利用対策）における目標年度の目標値の増減とする。
- (6) (2)により提出を受けた地方農政局長は、別紙8様式第1号-④の事業実施計画書（エコフィード生産安定供給対策）又は別紙8様式第1号-⑤の事業実施計画書（高品質エコフィード生産利用対策）に記載された内容が、当該地方農政局の管轄を超える取組であることを確認した場合にあっては、関連する地方農政局長の担当部局に連絡するとともに、必要に応じて、当該計画の内容等関連する事項の確認について協力を求めることができるものとする。

第6 事業の着手

- 1 事業実施主体による本事業の着手（資材等の発注を含む。以下同じ。）については、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効率的な実施を図る上で緊急かつ、やむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とする

ことを了知の上で行うものとする。

- 2 1のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合において、事業実施主体はあらかじめ、第2の1の事業にあつては生産局長、第2の2及び3の事業にあつては地方農政局長の適正な指導を受けた上で、それぞれ生産局長又は地方農政局長に対し、別紙8第2号により交付決定前着手届を提出するものとする。
- 3 生産局長又は地方農政局長は、事業実施主体が1のただし書きに基づいて補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、事前のその理由等を十分に検討して、必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第7 事業実施状況の報告

1 未利用資源活用等の促進

事業実施主体は、事業の実施状況について、事業完了後速やかに実施状況報告書（別記様式3号）に未利用資源活用等の促進計画に準じて作成したものを添付し、生産局長に提出するものとする。なお、交付要綱第15の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業実施状況の報告に代えることができるものとする。

2 地域の未利用資源活用促進

事業実施主体は、事業開始年度から目標年度の前年度までの各年度の実施状況について、翌年度の7月末までに、実施状況報告書（別記様式3号）に別紙8様式第1号－③の事業実施計画書（地域の未利用資源活用促進）に準じて作成したもの及び計画を添付し、地方農政局長を提出するものとする。なお、交付要綱第15の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業実施状況の報告に代えることができるものとする。

3 エコフィード生産利用体制高度化

事業実施主体は、事業開始年度から目標年度の前年度までの各年度の実施状況について、翌年度の7月末までに、実施状況報告書（別記様式3号）に別紙8様式第1号－④の事業実施計画書（エコフィード生産安定供給対策）又は別紙8様式第1号－⑤の事業実施計画所（高品質エコフィード生産利用対策）に準じて作成したもの及び計画を添付し、地方農政局長に提出するものとする。なお、交付要綱第15の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業実施状況の報告に代えることができるものとする。

第8 事業の評価等

- 1 事業実施計画における成果指標は、第5の1から3の事業実施計画に添付する別添様式において、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定するものとする。
- 2 未利用資源活用等の促進
 - (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、事業実施年度の翌年度の8月末日までに事業評価報告書（別記様式4号）に別紙8様式第3号－①の事業評価報告書（未利用資源の有効活用及び生産技術の普及）又は別紙様式第3号－②の事業評価報告書（飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る

普及)を添付し、生産局長に提出するものとする。

(2) 生産局長は、事業評価書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙8様式第4号により、改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。なお、点検にあたっては外部有識者に助言をもとめることができるものとする。

3 地域の未利用資源活用促進

(1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに事業評価報告書(別記様式4号)に別紙8様式第3号-③の事業評価報告書(地域の未利用資源活用促進)を添付し、地方農政局長に提出するものとする。

(2) 地方農政局長は、事業評価書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙8様式第4号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

4 エコフィールド生産利用体制高度化

(1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに事業評価報告書(別記様式4号)に別紙8様式第3号-④の事業評価報告書(エコフィールド生産安定供給対策)又は別紙様式第3号-⑤の事業評価報告書(高品質エコフィールド利用対策)を添付し、地方農政局長に提出するものとする。

(2) 地方農政局長は、事業評価書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙8様式第4号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

第9 助成の対象

1 実施要領第6の事業ごとの助成対象となる経費は、別紙8別表に記載するとおりとする。

2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

3 未利用資源活用等の促進

第2の1の(2)の②のアの取組(認証の取得支援)に必要な経費及びこの取組の実施要綱別表の生産局長が別に定める額は、エコフィールド認証の申請者が認証取得のため、認証機関等に支払う費用(申請料金、認定料金、立入調査に係る費用(旅費を含む)、事前審査に係る費用(旅費を含む))に対し、その費用の1/2以内を支援に必要な経費とし、費目及び細目等については、下表のとおりとする。

費目	細目	内容	留意事項
事業費	認証等料	本事業を実施するために直接必要な認証等の支援に必要な経費	エコフィールド認証の申請者が認証機関等に支払う費用に対し、支援する額は、その費用の1/2以内。

4 地域の未利用資源活用促進及びエコフィールド生産利用体制高度化

(1) 第2の2の(2)並びに3の(1)の②及び(2)の②の取組については、それぞれ第2の2の(1)並びに3の(1)の①及び(2)の①の取組を行うために必要な最小限の規模に留めることとする。

- (2) (1)に掲げる器具・機材については、リース契約によるものとし、リースの助成対象経費については、事業実施期間におけるリース費用とするものとする。

第10 その他

- 1 本事業を実施する場合には、生産局長又は地方農政局長は、実施要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 本事業の実施につき必要な事項については、実施要領に定めるもののほか、農林水産省生産局畜産部飼料課長が別に定めるものとする。

別紙8別表

区 分	取組内容	助成範囲
<p>1 未利用資源活用等の促進</p> <p>(1) 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及</p> <p>(2) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及</p>	<p>1 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及に向けた検討会等の実施に必要な経費</p> <p>2 未利用資源を有効活用するための情報収集等に必要な現地調査の経費</p> <p>3 未利用資源の有効活用のためのシステム構築・普及に必要な経費</p> <p>4 未利用資源飼料の生産供給に係る実証に必要な経費</p> <p>5 未利用資源の優良事例の調査及び普及に必要な経費</p> <p>6 未利用資源利用飼料の生産技術等の普及セミナーの実施に必要な経費</p> <p>7 その他未利用資源の有効活用及び生産技術の普及に必要な経費</p> <p>1 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及に向けた検討会等の実施に必要な経費</p> <p>2 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進に向けた飼料化原料情勢、飼料原料の確保及び飼料化技術等の調査の実施に必要な経費</p> <p>3 飼料化事業者の持続的な原料確保・製造の促進に必要な飼料化事業者が活用できる資料等の作成・普及のための経費</p> <p>4 エコフィード認証の取得支援に必要な経費</p> <p>5 エコフィード認証された畜産物及びエコフィードを活用した差別化畜産物の流通・販売を促進に必要な実態調査及び普及に必要な経費</p> <p>6 その他飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及に必要な経費</p>	<p>申請料金、認定料金、立入調査に係る費用(旅費を含む)、事前審査に係る費用(旅費を含む)等、認証等の取得支援に必要な経費とする。</p>

<p>2 地域の未 利用資源活 用促進</p> <p>(1) 地域の 未利用資 源の活用 推進</p> <p>(2) 未利用資 源の飼料利 用体制の技 術実践</p>	<p>1 地域の未利用資源の活用促進に向けた検討 会の開催に必要な会場借料、資料作成費、旅 費、通信運搬費、謝金等</p> <p>2 地域の未利用資源の実態調査に必要な経費</p> <p>3 未利用資源の利用事例調査に必要な旅費等</p> <p>4 地域の未利用資源活用飼料の成分分析、安 全性、家畜への影響調査等に必要な経費</p> <p>5 未利用資源活用拡大の地域推進に向けた技 術指導及び普及に必要な経費</p> <p>(1)の取組を実施し、地域の未利用資源を新た に飼料として活用するために必要な器具・機材 の導入</p>	<p>地域の未利用資 源を新たに飼料 と活用するた めに必要な器具・ 機材の事業実施 期間中のリース 料金</p>
<p>3 エコフィー ド生産利用体 制高度化</p> <p>(1) エコフィー ド生産安 定供給対策 ア エコフィー ド生産安 定供給推進</p> <p>イ エコフィー ド生産安定 供給技術実践</p>	<p>1 エコフィード生産安定供給対策に向けた検 討会の開催に必要な会場借料、資料作成費、 旅費、通信運搬費、謝金等</p> <p>2 エコフィード生産安定供給体制の構築に必 要な食品排出事業者等の実態調査に係る経費</p> <p>3 エコフィード生産安定供給体制の構築に向 けた技術検討会及び研修会の実施に必要な経 費</p> <p>4 原材料の変化等に対応及びエコフィードの 製造コストの削減等のための製造方式の見直 しに対応した栄養成分の安定化に必要な飼料 分析費及び飼料添加材等に係る経費</p> <p>アの取組を実施し、原材料の変化等及びエコ フィードの製造コストの削減等のための製造 方式の見直すために必要な器具・機材の導入</p>	<p>エコフィード生 産安定供給体制 の構築を図るた めに必要な器 具・機材の事業</p>

<p>(2) 高品質エコフイード生産利用対策</p> <p>ア 高品質エコフイード生産利用推進</p> <p>イ 高品質エコフイード生産利用技術実践</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高品質エコフイード生産利用推進に向けた検討会の開催に必要な会場借料、資料作成費、旅費、通信運搬費、謝金等 2 高品質エコフイード生産利用推進の向けた技術検討会及び研修会の実施に必要な経費 3 エコフイード認証等と同等の一定の基準(食品循環資源の利用率や栄養成分等)を満たす高品質エコフイードの生産に対応した飼料分析費や飼料添加剤等に係る経費 4 家畜への給与実証等(給与実証調査協力費、肉質評価試験、加工品評価等)に必要な経費 5 エコフイード認証等を取得に係る技術指導費 <p>アの取組を実施し、高品質エコフイードの生産・給与体制の確立に必要な器具・機材の導入</p>	<p>実施期間中のリース料金</p> <p>高品質エコフイードの生産・給与体制の構築を図るために必要な器具・機材の事業実施期間中のリース料金</p>
---	---	---

事業実施計画書
(未利用資源の有効活用及び生産技術の普及)

1 事業の目的

--

2 事業実施主体の概要等

--

3 事業の内容(計画)

(1) 検討委員会の開催

開催時期及び開催場所	参加人数	参集範囲	内容	備考
	(人)			

(2) 未利用資源の有効活用のためのシステム構築

① 検討部会の開催

開催時期及び開催場所	参加人数	参集範囲	内容	備考
	(人)			

② 情報の収集

実施時期	調査範囲	調査内容	備考

③ システムの構築及び普及等

実施時期	構築方法	普及方法	備考

④ マッチング体制構築等の未利用資源飼料の生産供給に係る実証の取組

実施時期	実証地域・対象	実証内容	備考

(3) 未利用資源の生産技術の普及

① 選考委員会の開催

開催時期及び開催場所	参加人数	参集範囲	内容	備考

② 優良事例の調査

実施時期	調査範囲	内容	備考

③ 講習会等の開催

開催時期及び開催場所	参加者数	参集範囲	内容	備考

(4) その他

--

4 事業実施により期待される効果

成果目標の項目	現状値	目標値	備考
未利用資源活用のためのシステム構築			
未利用資源の生産技術の普及			

その他事業実施による効果	
--------------	--

※成果目標は、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定すること。

5 事業費（積算）

対象活動等	内容(費目)	事業量	単価	事業費	備考
計					

6 その他

--

事業実施計画書

〔 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び
差別化畜産物の流通・販売に係る普及 〕

1 事業の目的

--

2 事業実施主体の概要等

--

3 事業の内容(計画)

(1) 検討委員会の開催

開催時期及び開催場所	参加人数	参集範囲	内容	備考
	(人)			

(2) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進

① 検討部会の開催

開催時期及び開催場所	参加人数	参集範囲	内容	備考
	(人)			

② 活用資料(手引き書等)の作成、普及

事業内容	事業量	作成内容	配付先	備考
	(部)			

(3) 差別化畜産物の流通・販売に係る普及

① 実態調査

実施時期及び実施場所	調査範囲	内容	備考

② 畜産物の普及

実施時期及び実施場所	普及範囲	内容	備考

③ 認証の取得支援

認証の種類	認証取得件数(予定事業者)	内容

(4) その他

--

4 事業実施により期待される効果

成果目標の項目	現状値	目標値
飼料化事業者の持続的な原料確保の促進		
差別化畜産物の流通・販売に係る普及		

その他事業実施による効果	
--------------	--

※成果目標は、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定すること。

5 事業費（積算）

対象活動等	内容(費目)	事業量	単価	事業費	備考
計					

6 その他

--

事業実施計画書 (地域の未利用資源活用促進)

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 現在の取組状況と事業目的

取組状況	
事業目的	

3 取組の推進体制

(都道府県、市町村及び関係団体等と連携した事業の推進体制について記載する。)
--

4 地域の未利用資源の活用促進

(1) 未利用資源の調査及び計画の策定

① 未利用資源を利用した飼料製造に係る計画の策定

課題	(未利用資源を利用した飼料の製造等に係る課題について記載する。)
実証計画	(未利用資源を利用した飼料の製造等に係る課題を解決するための実証計画を記載する。)

② 未利用資源の調査

実施時期及び実施場所	調査範囲	内容	備考

(2) 飼料生産・利用に向けた体制構築

--

(3) 未利用資源活用拡大の地域推進

	具体的な推進計画
〇〇年度	
〇〇年度	
〇〇年度	
(目標) 〇〇年度	

5 未利用資源の飼料利用体制の技術実践

リース機 材の名称	導入(予 定)時期	規格	数量	事業額	備考
事業実施年度の事業費総額(税 抜)					
助成対象額(総額の1/2)					
導入目的・用途					

※ 助成対象額は円単位とし、小数点以下は切り捨てる。

※ 事業実施期間において継続する契約を締結している場合は、対象となる機材について、その旨を備考欄に記載すること。
また、この場合、見積書(写)ではなく契約書(写)を添付することとする。

6 未利用資源を利用した飼料供給先(供給予定先)

供給先農家名	市町村名	供給数量	畜種	販売価格

7 事業計画

(千円)

区 分	〇〇年度			〇〇年度			〇〇年度		
	事業内 容	事業費	補助金	事業内 容	事業費	補助金	事業内 容	事業費	補助金
(1)地域の未 利用資源 の活用推 進									
(2)未利用資 源の飼料 利用体制									

の技術実践									
計									

8 事業実施計画（〇〇年度）

（千円）

区 分	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国 庫 補助金	事業実 施主体	
(1)地域の 未利用資源 の活用推進					
(2)未利用 資源の飼料 利用体制の 技術実践					

9 事業実施により期待される効果

成果目標の項目	現状値（〇〇年度）	目標値（〇〇年度）

その他事業実施による効果	
--------------	--

※成果目標は、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定すること。

10 添付書類

- ・ 事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿
- ・ 事業実施主体収支計画及び推進体制
- ・ その他地方農政局長が必要と認める資料

(注1) 農林水産省生産局長が別に定める公募要領による応募書の提出時に添付した書類(事業実施計画書を除く。)のうち、変更がないものについては、省略することができるものとする。
(注2) 事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業実施主体にあっては、従前に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

事業実施計画書 （エコフィード生産安定供給対策）

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 現在の取組状況と事業目的

取組状況	
事業目的	

3 取組の推進体制

（都道府県、市町村及び関係団体等と連携した事業の推進体制について記載する。）
--

4 エコフィード生産安定供給体制の構築の実証

課題	（エコフィード生産安定供給体制の構築等に係る課題について記載する。）
実証計画	（エコフィード生産安定供給体制の構築等に係る課題を解決するための実証計画を記載する。）

5 エコフィード生産安定供給推進の実施状況と目標

	〇〇年度 （基準年度）	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度 （目標年度）
原材料の種類 （種）					
製造コスト （t当たり円）					
分別の細分化					
その他					

6 栄養成分の安定化及び製造方式の見直し等実施内容

新たに扱う原材料	飼料成分分析内容・予定回数	安全性分析内容・予定回数	分析予定機関

7 エコフィード供給先(供給予定先)

供給先農家名	市町村名	畜種	供給数量	販売価格

8 エコフィード生産安定供給技術実践

リース機材の名称	導入(予定)時期	規格	数量	事業額	備考
事業実施年度の事業費総額(税抜)					
助成対象額(総額の1/2)					
導入目的・用途					

※ 助成対象額は円単位とし、小数点以下は切り捨てる。

※ 事業実施期間において継続する契約を締結している場合は、対象となる機材について、その旨を備考欄に記載すること。

また、この場合、見積書(写)ではなく契約書(写)を添付する。

9 事業計画

(千円)

区 分	〇〇年度			〇〇年度			〇〇年度		
	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金
(1)エコフィード生産安定供給推進									
(2)エコフィード生産安定供給技術実践									
計									

10 事業実施計画（〇〇年度）

（千円）

区 分	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国 庫 補助金	事業実 施主体	
(1) エコフイ ード生産 安定供給 推進					
(2) エコフイ ード生産安 定供給技術 実践					

11 添付書類

- ・ 事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿
- ・ 事業実施主体収支計画及び推進体制
- ・ その他地方農政局長が必要と認める資料

（注1）農林水産省生産局長が別に定める公募要領による応募書の提出時に添付した書類（事業実施計画書を除く。）のうち、変更がないものについては、省略することができるものとする。

（注2）事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業実施主体にあっては、従前に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

事業実施計画書 （高品質エコフィード生産利用対策）

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 現在の取組状況と事業目的

取組状況	
事業目的	

3 取組の推進体制

（都道府県、市町村及び関係団体等と連携した事業の推進体制について記載する。）
--

4 高品質エコフィード生産利用推進の取組内容

課題	（高品質エコフィード生産利用推進等に係る課題について記載する。）
----	----------------------------------

（1）高品質エコフィード生産・給与体制の確立に必要な計画策定

実証計画	（高品質エコフィード生産利用推進等に係る課題を解決するための実証計画を記載する。）
------	---

（2）高品質エコフィード生産・給与体制等の構築に必要な対策

①技術検討会及び研修会の開催

開催時期及び開催場所	参加人数	参集範囲	内容	備考
	(人)			

②エコフィード認証者等の取組事例の実態調査

実施時期及び実施場所	調査範囲	内容	備考

(3) 高品質エコフィード生産・給与体制等の構築の実証に必要な対策

① 栄養成分・安全性の分析

飼料成分分析内容・予定回数	給与実証等安全性分析内容・予定回数	分析予定機関

② 高品質エコフィード生産・供給体制の構築に向けた技術指導等

実施時期及び実施場所	参集範囲	内容	備考

5 エコフィード供給先(供給予定先)

供給先農家名	市町村名	畜種	給与実証内容	供給数量	販売価格

6 高品質エコフィード生産利用技術実践

リース機材の名称	導入(予定)時期	規格	数量	事業額	備考
事業実施年度の事業費総額(税抜)					
助成対象額(総額の1/2)					
導入目的・用途					

※ 助成対象額は円単位とし、小数点以下は切り捨てる。

※ 事業実施期間において継続する契約を締結している場合は、対象となる機材について、その旨を備考欄に記載すること。また、この場合、見積書(写)ではなく契約書(写)を添付する。

7 事業計画

(千円)

区 分	〇〇年度			〇〇年度			〇〇年度		
	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金
(1) 高品質エコフィード生産利用推進									
(2) 高品質エコフィード生産利用技術実践									
計									

8 事業実施計画 (〇〇年度)

(千円)

区 分	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
(1) 高品質エコフィード生産利用推進					
(2) 高品質エコフィード生産利用技術実践					

9 事業実施により期待される効果

成果目標の項目	現状値(〇〇年度)	目標値(〇〇年度)

その他事業実施による効果	
--------------	--

※成果目標は、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定すること。

10 添付書類

- ・ 事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿
- ・ 事業実施主体収支計画及び推進体制
- ・ その他地方農政局長が必要と認める資料

(注1) 農林水産省生産局長が別に定める公募要領による応募書の提出時に添付した書類(事業実施計画書を除く。)のうち、変更がないものについては、省略することができるものとする。

(注2) 事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業実施主体にあっては、従前に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

農林水産省生産局長 殿

〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名：

代表者の役職及び氏名：

（令和〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち未利用資源活用対策）の交付決定前着手届

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画（国産飼料資源生産利用拡大のうち未利用資源活用対策）に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

取組の名称	事業量	事業費	着手 予定日	完了 予定日	交付決定前に着手する理由

事業評価報告書
(未利用資源の有効活用及び生産技術の普及)

1 評価の実施体制等

--

2 事業実施期間

--

3 事業実施により期待される効果

成果目標の項目	目標値 ((元号)年度)	現状 ((元号)年度)	自己評価 (所見)
未利用資源活用のためのシステム構築			
未利用資源の生産技術の普及			

※ ((元号)年度) には、西暦で記載することができる。

その他事業実施による効果	
--------------	--

4 その他

--

事業評価報告書

〔 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及 〕

1 評価の実施体制等

--

2 事業実施期間

--

3 事業実施により期待される効果

成果目標の項目	目標値 ((元号)年度)	現状 ((元号)年度)	自己評価 (所見)
飼料化事業者の持続的な原料確保の促進			
差別化畜産物の流通・販売に係る普及			

※ ((元号)年度) には、西暦で記載することができる。

その他事業実施による効果	
--------------	--

4 その他

--

事業評価報告書
(地域の未利用資源活用促進)

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 取組状況と実績

	取組状況・実績
(1年目) 〇〇年度	
(2年目) 〇〇年度	
(3年目) 〇〇年度	
(目標) 〇〇年度	

注：事業実施計画書(地域の未利用資源活用促進)の7に対応する取組状況を記載する。

3 未利用資源の調査及び計画の策定

実証計画	(未利用資源の調査及び計画の実証状況を記載する。)
実証結果	(実証の取組結果を記載する。)

4 事業実績

(千円)

区 分	〇〇年度			〇〇年度			〇〇年度		
	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金
(1) 地域の未 利用資源 の活用推 進									
(2) 未利用資 源の飼料 利用体制 の技術実 践									
計									

5 事業実施計画の目標と達成状況

目標年度	〇〇年度
目標 (実施計画)	
実績	
達成状況に関する自己評価	

注1：目標の欄は、実施計画に記載した目標の内容を記載すること。

注2：実績の欄は、目標に該当する実績について記載すること。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成／未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した目標に対する達成状況についての評価を記載すること。

事業評価報告書
(エコフィールド生産安定供給対策)

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 取組状況と実績

	取組状況・実績
(1年目) 〇〇年度	
(2年目) 〇〇年度	
(3年目) 〇〇年度	
(目標) 〇〇年度	

注：事業実施計画書(エコフィールド生産安定供給対策)の9に対応する取組状況を記載する。

3 エコフィールド生産安定供給計画の策定

実証計画	(エコフィールド生産安定供給計画の実証状況を記載する。)
実証結果	(実証の取組結果を記載する。)

4 事業実績

(千円)

区 分	〇〇年度			〇〇年度			〇〇年度		
	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金
(1)エコフイード生産 安定供給 推進									
(2)エコフイード生産 安定供給 技術実践									
計									

5 事業実施計画の目標と達成状況

目標年度	〇〇年度
目標 (実施計画)	
実績	
達成状況に関する自己評価	

注1：目標の欄は、実施計画に記載した目標の内容を記載すること。

注2：実績の欄は、目標に該当する実績について記載すること。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成／未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した目標に対する達成状況についての評価を記載すること。

事業評価報告書 (高品質エコフィード生産利用対策)

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 取組状況と実績

	取組状況・実績
(1年目) 〇〇年度	
(2年目) 〇〇年度	
(3年目) 〇〇年度	
(目標) 〇〇年度	

注：事業実施計画書(高品質エコフィード生産利用対策)の7に対応する取組状況を記載する。

3 高品質エコフィード生産・給与体制等の構築に必要な計画の策定

実証計画	(高品質エコフィード生産・給与体制等の構築のための実証計画を記載する。)
実証結果	(実証の取組結果を記載する。)

4 事業実績

(千円)

区 分	〇〇年度			〇〇年度			〇〇年度		
	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金
(1) 高品質エコフィード生産利用推進									
(2) 高品質エコフィード生産利用技術実践									
計									

5 事業実施計画の目標と達成状況

目標年度	〇〇年度
目標 (実施計画)	
実績	
達成状況に関する自己評価	

注1：目標の欄は、実施計画に記載した目標の内容を記載すること。

注2：実績の欄は、目標に該当する実績について記載すること。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成／未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した目標に対する達成状況についての評価を記載すること。

生産局長
 ○○農政局長 宛
 （北海道にあつては北海道農政事務所長、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

宛

事業実施主体名：

代表者の役職及び氏名：

畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち未利用資源拡大対策）の事業実施に関する改善計画について

令和〇〇年度～令和〇〇年度において実施した畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち未利用資源活用対策）について、当初事業実施計画の成果目標の達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度（〇〇年度）における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	